

## ◎独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

(平成二十二年六月二六日法律第六〇号)

### 一、提案理由(平成二十二年五月八日・衆議院文部科学委員)

○塩谷国務大臣 このたび、政府から提出いたしました独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国が現在直面する厳しい経済状況に対処するため、平成二十一年四月十日に政府・与党において取りまとめた経済危機対策では、中長期的な成長力を高める観点から、底力発揮・二十一世紀型インフラ整備として、先端科学技術開発、人材力強化に緊急に取り組むこととしております。

この法律案は、このような観点から、現下の厳しい経済状況に対処するための臨時措置として、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究及び有為な研究者の海外への派遣を集中的に推進するため、平成二十一年度の一般会計

補正予算により交付される補助金により、独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設ける等の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人日本学術振興会は、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成等に要する費用に充てるための先端研究助成基金を、有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための研究者海外派遣基金をそれぞれ設けるものとし、あわせて、これらの基金の運用方法の制限や、基金を廃止する際の残余金の処理について規定するものであります。

第二に、文部科学大臣は、先端研究助成基金を財源として実施する業務に係る部分について、独立行政法人日本学術振興会の業務方法書や中期計画の認可等をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聞かなければならないものとするものであります。

第三に、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を財源と

して実施する業務について、それぞれ特別の勘定を設けて経理しなければならぬものとするものであります。

第四に、独立行政法人日本学術振興会は、毎事業年度、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を財源として実施する業務に関する報告書を作成して文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は当該報告書を国会に報告しなければならぬものとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

## 二、衆議院文部科学委員長報告(平成二十一年六月二日)

○岩屋毅君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものであり、その主な内容は、次のとおりであります。

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

第一に、独立行政法人日本学術振興会は、平成二十一年度一般会計補正予算により交付される補助金により、平成二十六年三月三十一日までの間に限り、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金を設けること、

第二に、先端研究助成基金及び研究者海外派遣基金の運用に關し、独立行政法人通則法の規定を準用すること、

第三に、独立行政法人日本学術振興会は、毎事業年度、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出するとともに、文部科学大臣は意見をつけて当該報告書を国会に報告しなければならぬものとする事などでありませう。

本案は、五月七日本委員会に付託され、翌八日塩谷文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、二十二日質疑を行い、質疑を終局いたしました。

二十九日、本案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三会派共同提案により、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時の措置とすることを削除する修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第で

あります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。  
以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二二年五月二九日)

○牧委員 ただいま議題となりました修正案について、提出者を代表いたしましたして、その趣旨を御説明いたします。

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究の集中的な推進について、より適切に位置づけるため、修正案の附則第二条の二第一項から、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時的措置とする文言を削除するものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二二年五月二九日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 研究課題の選定に当たっては、早期に事業化が見込めるもの等に偏ったり、課題数を三十程度と限定することなく、ハイリスク研究等の取扱い、分野間のバランスも勘案し、適正な資源配分を行うこと。また、中心研究者及び研究課題の選

考に当たたる有識者については、特定の業界や分野に偏ることのないよう、真に我が国の科学研究の振興に資する適切な人選を行うこと。

二 先端研究助成基金については、複数年にわたる多額の国費による研究であることを踏まえ、研究の評価の在り方について中間評価の実施を含めて十分検討し、適切に評価を行うとともに、この評価結果をその後の研究開発へ適切に反映させるよう努めること。なお、評価の実施に当たっては、研究者の負担に配慮すること。また、基金の使用状況、研究の進捗状況及び研究成果等を広く国民へ情報提供するとともに、国民各層の幅広い活用を期するため、原則として公開すること。

三 総合科学技術会議は、先端研究助成業務について、公正中立かつ適切な選定を行うとともに、本来期待される制度の趣旨が確保されることに責任を負うこと。

四 独立行政法人日本学術振興会は、三千億円の新たな基金が設立される独立行政法人として、科学研究費補助金の交付業務はもとより、先端研究助成業務及び若手研究者海外派遣業務について、一層、公正中立かつ適切な業務運営を行い、各案件の進捗状況に係る管理責任を負うこと。

五 若手研究者人材の育成の在り方は、本来各大学・独立行政法人等が自ら柔軟に判断すべきものであることから、若手研

究者の海外派遣への助成に当たっては、運営費交付金や私学助成の拡充等の方策を実現できるよう、その在り方について早急に抜本的見直しを行うこと。

六 我が国の研究開発力の向上や国際競争力強化の観点から、既存の研究助成制度の改善を図るとともに、基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金など研究助成の拡充に努めるとともに、その配分についても、基金の活用等、年度をまたぐ柔軟かつ機動的な支出を可能にできるよう、その在り方について抜本的見直しを行うこと。

### 三、参議院文教科学委員長報告(平成二十二年六月一九日)

○中川雅治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十一年度一般会計補正予算により交付される補助金により、独立行政法人日本学術振興会に、先端的な研究の総合的かつ計画的な振興のための助成及び有為な研究者の海外への派遣に係る業務等に要する費用に充てるための基金を設けるものであります。

なお、衆議院において、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究の集中的な推進について、より適

独立行政法人日本学術振興会法の一部を改正する法律

切に位置付けるため、改正規定中、現下の厳しい経済情勢に対処するための臨時的措置とする文言を削る修正が行われております。

委員会におきましては、研究開発力強化に向けた国立大学附属病院の窮状改善策、研究課題の選定の在り方と資金の配分手続における公正性の確保、衆議院における修正理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

### ○附帯決議(平成二十二年六月一八日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、研究課題の選定に当たっては、早期に事業化が見込めるもの等に偏ったり、課題数を三十程度と限定することなく、ハイリスク研究等の取扱い、分野間のバランスも勘案し、適正な資源配分を行うこと。また、中心研究者及び研究課題の選考に当たる者については、特定の業界や分野に偏ることのな

いよう、透明性を確保しつつ、真に我が国の科学研究の振興に資する適切な人選を行うこと。

二、先端研究助成基金については、複数年にわたる多額の国費による研究であることを踏まえ、研究の評価の在り方について中間評価の実施を含めて十分検討し、適切に評価を行うとともに、この評価結果をその後の研究開発へ適切に反映させるよう努めること。なお、評価の実施に当たっては、研究者の負担に配慮すること。また、基金の使用状況、研究の進捗状況及び研究成果等を広く国民へ情報提供するとともに、国民各層の幅広い活用を期すため、原則として公開すること。

三、総合科学技術会議は、先端研究助成業務について、公正中立かつ適切な選定及び選定過程の公表を行うとともに、本来期待される制度の趣旨が確保されることに責任を負うこと。

四、独立行政法人日本学術振興会は、三千億円の新たな基金が設立される独立行政法人として、科学研究費補助金の交付業務はもとより、先端研究助成業務及び若手研究者海外派遣業務について、一層、公正中立かつ適切な業務運営を行い、各案件の進捗状況に係る管理責任を負うこと。

五、若手研究者の人材育成の在り方は、本来各大学・独立行政法人等が自ら柔軟に判断すべきものであることから、若手研究者の海外派遣への助成に当たっては、運営費交付金や私学

助成の拡充等の方策を実現できるよう、その在り方について早急に抜本的見直しを行うこと。

六、基金を使つて実施される先端研究助成業務及び若手研究者海外派遣業務については、研究者や研究機関等から広く意見を聴取する等、基金化したことによる効果の検証を行うこと。

七、我が国の研究開発力の向上や国際競争力強化の観点から、既存の研究助成制度の改善を図るとともに、基礎研究の更なる充実を図るため、科学研究費補助金など研究助成の拡充に努め、その配分についても、基金の活用等、年度をまたぐ柔軟かつ機動的な支出を可能にできるよう、その在り方について抜本的見直しを行うこと。

右決議する。